

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	施策1 相談支援体制の充実	相談支援の利用促進	障害に関するあらゆる相談に対応して適切な支援につなげるため、保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター ゆりのき、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が、支援会議等を通じて関係機関や事業者などと密接な連携を図り、相談支援体制のさらなる充実に取り組みます。 また、各センターの機能や役割について、引き続き広報紙やホームページへの掲載、講演会等の機会を捉えて、分かりやすい周知に努め、利用の促進を図ります。	保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センターゆりのき、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の3センターについては、各機関の支援会議や定期会議等を通じて、個別の相談対応、ケース会議の開催、関係機関との連絡・調整を行い、支援が困難なケースに関して、適切な支援に努めています。 また、障害者相談支援事業や障害児相談支援事業について、令和6年度に基幹相談支援センター、福祉センター特定相談、子ども発達支援センターゆりのき特定相談事業所および障害児相談支援事業所を4階同一フロアに集約したことで、個別相談対応や関係機関との連携がより一層強化され、一人ひとりのニーズに応じた相談、利用計画の作成および定期的なモニタリングの実施が行われ、各種事業の充実・拡大に繋がっています。	B
		基幹相談支援センターの機能の充実	相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが、相談支援事業所間のネットワークを活用して、引き続き地域全体の相談支援のスキルアップに取り組めます。 また、地域生活支援拠点(面的整備型)のコーディネーターの役割を担うとともに、区内の福祉関係事業者などに対する助言、区内相談支援事業所への専門的な研修会、事例検討会などに取り組み、障害者の地域生活を支える支援体制づくりを進めます。	基幹相談支援センターが相談支援事業所を対象に「障害者虐待防止と組織としてのリスクマネジメント」、「相談支援における高次脳機能障害」、「相談員における意思決定支援の基本と実践」をテーマとした研修会(年3回)や「障害のある休職者に対する支援を考える」、「利用者理解を深め、支援を考える」、「加齢による変化について」をテーマとした事例検討会(年3回)の開催に加え、新たに少人数でのミニ研修(年3回)を開催しました。相談支援事業所連絡会(年4回)では、区内の障害福祉サービス情報等の周知や近況報告、問題の共有を行い、相談支援事業所間における連携強化及び相談支援のスキルアップに取り組めました。 また、地域生活支援拠点(面的整備型)のコーディネーターの役割として、入所施設・グループホーム連絡会では、座談会形式での意見交換による交流、地域連携推進会議の取り組み状況の情報共有に加え、拠点コーディネーターと連携し、基幹相談支援センター機能の充実に向けて、地域全体の相談体制のスキルアップに取り組めました。(開催回数:1回)さらに、他区の地域生活支援拠点の状況を把握するため、渋谷区の地域生活支援拠点、荒川区の基幹相談支援センターへ事業所訪問を行いました。	B
		相談支援包括化のための多機関連携強化	各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつなげられたケースについて、世帯全体の課題として受け止め、多機関が連携して支援する包括的な相談支援体制を強化します。	包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業が令和3年度からの移行準備事業を経て、令和6年度から本格実施しています。令和7年度には、令和6年度に開設した「京橋ふくしの総合相談窓口」に続き、「月島ふくしの総合相談窓口」を開設しました。 多様化・複合化した課題を包括的に受け止め、関係機関等と連携し適切に支援をするため、関係各課に相談支援包括化推進員(20名)を配置するとともに、情報共有を図るため相談支援包括化推進連絡会議を1回開催しました。個別ケースにおいては、支援に必要な情報共有や支援体制の検討を行う支援会議を8回開催しました。 また、区職員及び相談支援機関職員等の複合的な課題への対応力を高めるため、ソーシャルワーク機能向上研修(相互研修・専門研修 計2回)を実施しました。	A

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
1 地域で暮らし続けるための 仕組みづくり	施策2 生活を支えるサービス等の 充実	在宅サービス等の情報提供の充実	必要とする在宅サービスなどの情報が利用者へ確実に届くよう、「障害者福祉のしおり」を配布するとともに、広報紙やホームページ等において視覚障害や聴覚障害などの障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。 また、一人一人のニーズに応じた適切なサービスを選択できるよう、障害福祉サービスの内容や仕組みをホームページに分かりやすく掲載するなど、情報提供の充実を図ります。	区内の「指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所」、「移動支援事業所」「障害児通所支援事業所」の一覧を適宜最新の情報に更新するとともに「中央区障害者就労支援施設等事業所ガイドブック」を改訂し掲載するなど情報提供の充実に取り組みました。	B
		自立生活を支援するサービスの充実	障害者の自立した生活を支援するため、居宅介護などの在宅サービス等の活用により、一人暮らしの生活面の助言や支援の充実を図ります。 また、移動支援事業等の充実により、障害者の状況やニーズに応じ、外出や余暇活動などの社会参加を一層促進する取組を進めます。	利用ニーズの高い移動支援事業については、通学にかかる利用範囲を特別支援学校、特別支援学級、小学校、中学校、高等学校、大学等へと拡大しています。令和7年度より障害福祉サービス等事業所における移動支援等従業者不足の解消を図るため、移動支援従業者の賃金向上等处遇改善を実施した事業所に対して報酬を加算して給付するほか、移動支援・同行援護・行動援護各従業者養成研修の受講費用を助成しています。 また、障害児の社会参加を一層促進するため、医療的ケア児の都立特別支援学校の専用通学車両へ乗車できるまでの期間、リフト付ハイヤーで通学ができるよう専用利用券を追加で交付しています。(1月あたり12枚追加)	A
		高齢障害者の介護サービスの円滑な利用促進	高齢障害者が地域で安心して暮らせるよう、おとしより相談センターと特定相談支援事業所などが連携し、介護サービスと障害福祉サービスを適切に組み合わせた支援を行っていきます。 また、65歳に達するまで長期間障害福祉サービスを受けていた一定の高齢障害者を対象に、利用者負担を軽減する制度を活用しながら介護サービスの円滑な利用を促進します。	65歳に到達する前に、障害福祉サービスの提供時や更新時など各種手続きの機会を通じて、助言や情報提供を行うとともに、ホームページに掲載するなど周知に取り組んでいます。 また、相談支援事業所連絡会等では、障害福祉サービス利用者の介護保険サービスへの円滑な移行および利用促進が図れる仕組みづくりや周知方法について検討を進めたことに加え、昨年度から介護保険サービスをテーマとして実施した基幹相談支援センター主催の研修会において、令和7年度は「加齢による変化について」をテーマとし、おとしより相談センターやケアマネジャーとの連携、情報共有を行いました。	B
		障害者の通所事業の充実	重度障害者が通所する福祉センターの生活介護において、今後も特別支援学校を卒業し入所の増加が見込まれる強度行動障害者、重症心身障害者および医療的ケアが必要な方の把握に努めます。 また、適切な支援とケアを提供するため、専門的な研修への派遣や医療機関との連携などを通じて、職員のスキルアップに取り組みます。 施設の再編整備に伴い、定員および活動スペースの拡充を図り、通所者個々の障害特性等に的確に対応したサービス支援体制を強化します。	特別支援学校との連携による情報収集や生徒の福祉センターの生活介護実習を通じて、強度行動障害や重症心身障害者の把握に努めています。また、「福祉センター利用者緊急時受け入れおよび医療連携のための連絡会議」を開催するとともに、医師の派遣による医療的ケアが必要な方に対する巡回指導を4回実施するなど、引き続き聖路加国際病院や東部療育センターと連携しながら医療的ケアが必要な方の把握に努めるとともに職員の支援スキルの向上を図りました。 また、てんかん講座、重度心身障害者向け研修などの専門的研修を受講し、受講後には、職場研修を実施することにより研修内容を職員で共有し、職員全体の支援スキルの向上に努めました。 施設の再編整備として、就労継続支援B型事業は昨年度に移転、定員拡大を行い、社会福祉法人による業務委託を開始し、利用者が安心して通所し作業ができるよう取り組んでおり、日々の作業に加え、宿泊訓練等の大型行事についても変わらぬサービス提供を行うことができています。生活介護事業についても昨年度に改修工事を実施し、活動スペースの拡充および定員の拡大を行いました。令和7年度も通所者個々の障害特性等への的確に対応できるよう適時グループングの見直しや個別スペースの確保を行うとともに、昨今の防災意識の高まりや災害時対応の必要性を踏まえ、帰宅困難者を想定した防災宿泊訓練も実施し、サービス支援体制の一層の強化を図りました。	A
		高次脳機能障害者の支援事業の充実	福祉センターにおいて、脳の病気や交通事故などによる脳損傷の後遺症としてさまざまな症状を抱える高次脳機能障害者を支援するため、当事者と家族の交流会を開催します。 また、個別の相談に対応するとともに、広く区民の理解と支援が得られるよう、普及・啓発に取り組みます。 関係機関と事業者などによるネットワークの強化を図り、当事者の症状やニーズに応じて機能訓練や専門機関などの適切な支援につなげる取組を推進します。	高次脳機能障害者の支援として、高次脳機能障害者交流会を6回、リハビリテーション医師による専門相談を2回、関係機関等連絡会を2回、専門講師による講演会1回、当事者による講演会を1回実施しました。特に、交流会は、参加者総数は88名と令和6年度に比して増加していることに加え、継続して参加する方もいることから、高次脳機能障害者の支援事業として定着してきています。また、事業の案内やチラシによる周知に努めるとともに、「高次脳機能障害のある方へ～理解と支援のために～」について詳細に記したパンフレットを見直し、支援マップの充実を図りました。	B

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	施策3 育ちを支えるサービス等の充実	こどもの発達相談および障害児通所支援の充実	地域の療育拠点である子ども発達支援センター ゆりのきが、育ちに支援が必要な子どもの多様な療育ニーズに対応するため、こどもの発達相談において個別療育室の拡充や継続的に職員のスキルアップに取り組むなど、支援の充実を図ります。 また、児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援については、子どもの発達や障害の特性を踏まえて、利用しやすい通所支援となるよう充実を図るとともに、事業者の区内誘致等を含めた新たな施設確保策に向け、取組を強化します。	個別療育(心理面接、理学療法、作業療法、言語療法)は、本区独自事業として実施しており、障害児通所支援受給者証が不要なこともあり、保護者が抵抗感なく利用しやすいことからニーズが高くなっています。こうしたニーズに応えるため、令和7年に会計年度任用職員(心理士、理学療法士、言語聴覚士)の療育枠を1日5枠から6枠に変更し、個別療育の拡充を図りました。 また、スーパーバイズコンサルテーション機能として、区内通所事業所向けの講習会を実施し、職員のスキルの向上と関係機関とのネットワークづくりに取り組みました。 また、児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援については、事業所連絡会や集団指導を行い、適正なサービスを提供できるよう支援を行いました。また、放課後等デイサービスの開設前準備経費の一部を補助することで区内誘致等を図り、3事業所が開設し、2事業所に送迎費等の運営に係る経費の一部を補助し、安定した事業運営を支援しました。	A
		重症心身障害児の支援	重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援が受けられるよう、支援体制の充実に取り組めます。 また、介護者である家族に対しては、看護師を派遣して医療的ケア等を一定時間代行する「重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業」を通じて介護負担を軽減します。	十思スクエア内に開設した重症心身障害児(医療的ケア児含む)を対象とする民間の放課後等デイサービス事業所については、安定的な運営が維持できるよう運営費の補助事業を通じて運営を支援しています。 また、利用希望者の増加が見込まれる中、引き続き利用調整等を行うなど、限られた定員に対し、より多くの方々にサービスが提供できるよう工夫しながら運営しています。 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業については年間の利用上限額を令和8年度から288時間に拡大し、保護者の介護負担のさらなる軽減を図ります。	B
		医療的ケア児等支援のための関係機関の連携	重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が、自立支援協議会の「医療的ケア児等支援連携部会」において、対象者数やニーズなどの情報の共有を図り、連携を行う支援体制づくりに取り組めます。	医療的ケア児等支援連携部会を年2回開催し、地域における医療的ケア児の生活や支援のあり方について協議しました。 また、保育・教育機関での医療的ケア児の受け入れが進んでいることから、区内の保育・教育機関の関係職員に向けて、医療的ケア児に対する知識や理解を深める一助として講演会を開催しました。こうした講演会の機会を通じて、本区における医療的ケア児の支援状況について情報共有を図るとともに、関係者の理解促進と知識向上を図りました。	B
		医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援	子ども発達支援センター ゆりのきの医療的ケア児コーディネーターが関係機関で更新された情報を集約し、医療的ケア児等の早期把握をはじめ、状態や支援内容などの情報の更新・整理に努めます。 また、保育所等での受入体制を強化するとともに、子どもの成長に合わせた支援を提供できる仕組みづくりについて、協議の場で検討していきます。	区内在住の医療的ケア児へ速やかに支援を開始するために、医療的ケア児コーディネーターが中心となって、医療機関をはじめとする区内外の関係部署と協力しながら情報を集約しています。把握した情報をもとに、年2回開催している医療的ケア児等支援連絡部会において、区内で暮らす医療的ケア児の状況を報告し、保育園・幼稚園・小中学校等での生活や、医療的ケア児とその家族に必要な支援について協議しました。 さらに、区内の保育・教育機関の関係職員に向けて、医療的ケア児に対する知識や理解を深める一助として講演会を開催しました。	B

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	地域生活支援拠点の充実	基幹相談支援センターをはじめ、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などが分担して機能を担う地域生活支援拠点(面的整備型)の登録事業所が、連絡会などを通じて連携強化に取り組めます。 さらに、相談や居住支援の機能を集約した多機能拠点整備型の地域生活支援拠点を月島三丁目に整備します。	基幹相談支援センターをはじめ、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などが分担して機能を担う地域生活支援拠点の登録事業所連絡会を年2回実施しました。 地域生活支援拠点の機能等を備えた知的障害者グループホーム等「リヴェール月島」に、地域生活支援拠点の取組みとして、拠点コーディネーターを配置することに対して補助を行い、緊急時(家族や支援者の緊急入院等により、障害のある方が支援を受けられなくなった時)の受入れ・対応をするための体制を整備しました。	A
		居住支援体制の充実	親元から自立した障害者や施設などから地域へ戻った障害者の地域生活を関係機関や障害福祉サービス事業者などが連携して支援するため、基幹相談支援センターのコーディネート機能を強化し、安心して住み続けるための支援の充実を図ります。	基幹相談支援センターが開催する、入所施設・グループホーム連絡会では、座談会形式で意見交換を行い、拠点コーディネーターと連携して地域連携推進会議の取り組み状況の情報共有等も行いました。親元から自立した障害のある方や施設などから地域へ戻った障害のある方が、住まいを確保し地域で安心して暮らし続けるため、拠点コーディネーターと連携し、関係機関や障害福祉サービス事業者等が連携する支援体制の構築に向けて、支援における現状・課題等について意見交換および情報共有を図りました。(開催回数:1回) また、区民向け権利擁護講演会では、「障害のある方の住まいと暮らし～居住支援法人とはなにか～」(開催回数:1回)を開催しました。	B
		グループホームの充実	社会福祉法人やNPO法人などが設置・運営するグループホームに対し、引き続き整備費や運営費の助成を行い、居住の場の確保と安定的な運営の支援に取り組めます。 また、これまでの知的障害者や精神障害者に加え、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームを月島三丁目に開設します。	既存の社会福祉法人やNPO法人などが設置・運営するグループホームに対し、引き続き、運営費の一部を補助するほか、医療的ケアに対応するグループホームに対して、必要な資格等を有する生活支援員の人件費の補助を補助事業を通じて、安定的に施設が運営できるよう支援しています。	B
		精神障害者支援のための関係機関の連携	長期入院をしている精神障害者の退院を促進し、地域での生活を支えるため、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」をはじめ、地域の医療機関・保健所・保健センター・障害者福祉課などの関係機関が連携を図りながら、自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」において、ピアサポートの活用を推進するための体制整備など「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を進めます。	自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」では、平成30(2018)年度より「精神障害にも対応した地域ケアシステム」の構築に向けた協議の場として位置付け、精神障害者のみならずすべての障害者が地域で安心して暮らし続けられる体制づくりについて協議しています。 また、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」では、令和5(2023)年7月から「ピアを考える会」を開始し、ピアサポーターに興味・関心のある人達が集まり、ピア活動やサポーターの役割を知り、自分たちが個々の障害についてより深く理解し、相互に意見交換する活動を行っています。引き続き、基幹相談支援センターや保健所・保健センターなどの関係機関等と連携するほか、令和7年度に新たに多機能型地域生活拠点に配置された地域生活拠点コーディネーターとの効果的な支援体制の構築に取り組んでいます。	B

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
1 地域で暮らし続けるための 仕組みづくり	施策5 サービスの質の 確保・向上	サービス事業者の支援・指導の強化	障害福祉の各サービス事業者の实地指導検査を実施し、事業所の運営や良質なサービスの提供など法令遵守状況を確認し、必要に応じて助言・指導を行います。	各障害福祉サービス事業者の实地指導については、令和7(2025)年度は21事業者(45事業所)の検査を行いました。新規開設の増えている障害児通所支援事業所を対象に、運営指導における主な指摘事項や事故・苦情対応についてを主要内容とした集団指導を実施しました。 また、令和5(2023)年度から義務化された虐待防止に係る取組み等について、利用者への良質なサービスが提供されるよう、各事業所の対応状況を確認し、必要に応じて指導を引き続き行いました。	B
		第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上	指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより利用者サービスの向上を図ります。 また、福祉サービス第三者評価の受審費用を助成することで、引き続き事業者の受審を促進します。	「福祉サービス第三者評価受審費用助成金(障害)」については、障害者就労支援事業所ネットワーク会議等を通じ、積極的な第三者評価の受審を勧めました。 なお、第三者評価の受審が都加算や運営費助成の条件となっている事業所については受審がありましたが、その他については受審に至らなかったため、引き続き周知と勧奨を行いました。	B
		サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援	相談支援の中核を担う基幹相談支援センターが主催する権利擁護に関する講演会、相談支援事業所連絡会、研修会や障害者就労に係る関係機関連携の役割を担う就労支援センターを中心とした就労支援事業所ネットワーク会議などを通じて、障害福祉サービスを提供する事業者への支援や連携強化に取り組めます。	基幹相談支援センターが中心となり、区内相談支援事業者(11事業所)を対象に「相談支援事業所連絡会」を年4回を開催しました。 また、居住支援に関わる事業者を対象に、入所施設・グループホーム連絡会を開催し、グループホームで取り組んでいる事例についての報告や地域連携推進会議の取り組み状況の情報共有等を拠点コーディネーターと連携して行い、地域の相談支援に関わる情報提供や意見交換の連携強化を図りました。 さらに、障害者就労に係る関係機関連携の役割を担う就労支援センターを中心とした就労支援事業所ネットワーク会議(年4回)などを計画的に実施し、報酬改定事項の確認や情報共有を通じて障害福祉サービスを提供する事業者への支援や連携強化に取り組みました。	B

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
2 個性豊かに 輝ける 環境づくり	施策6 就労支援の 充実	一般就労への 移行の促進	障害者の一般企業等への就労の機会を広げ、安心して働き続けられるよう、障害者就労支援センターの専任コーディネーターが、障害特性や一人一人のニーズ、適性や能力に応じた就労面と生活面のきめ細かな支援を一体的に行います。 また、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、事業者の障害者雇用での合理的配慮や働きやすい環境整備について助言を行います。 さらに、ハローワークなどの関係機関や就労支援事業所等との連携強化に取り組めます。	障害者就労支援センターの専任コーディネーターが利用者一人一人に対し、就労面と生活面のきめ細やかな支援を一体的に提供するとともに、企業からの相談や利用者の橋渡しを行い、新規就職者28名および継続就労者201名となりました。 また、就労を目指している障害者及び区内企業の担当者等を対象に、障害者雇用の促進を目的とした障害者雇用セミナーを開催するとともにWeb配信も実施するなど、より積極的な就労支援の普及・啓発に取り組みました。	B
		就労定着支援の 推進	障害者が喜びと生きがいを持って働き続けられるよう、これまでの障害者就労支援センターの職場定着支援に加え、就労面と就労に伴う生活面の課題に対応するため、就労定着支援事業を実施する新規事業者の参入を呼びかけ、企業や家族との連絡調整などの支援の充実に取り組めます。	中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所のうち、2つの民間事業所が就労定着支援事業を実施しているほか、障害者就労支援センターにおいても職場定着支援を実施し、就労に伴う生活面の課題に対応しながら企業や家族との連絡調整等の支援に取り組めました。 また、中央区障害者就労支援事業所ネットワーク参加事業所や区内で就労系サービス事業所の新規開設を検討している事業者に対して、就労定着支援事業の提供について働きかけました。	B
		障害者 優先調達の 推進	障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、区の物品等の契約に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するとともに、発注機会を増やせるよう、区の関係部署にも働きかけて、調達先と業務の履行期間や供給可能量、仕様や規格などの調整に取り組めます。 また、区内の障害者就労支援事業所等で製作する自主製品の販売機会の拡充に取り組めます。	区内就労支援事業所を予算編成時期および障害者週間にあわせて庁内に周知し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図りました。 また、12月の障害者週間に合わせ、区役所本庁舎1階ロビーに区内就労支援事業所の自主製品を展示し、区民等に周知することにより、各事業所利用者の意欲の向上に取り組めました。 さらに、障害者就労施設などで就労する障害者の工賃向上を目的として、中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所において、さわやかワーク中央が中心となり共同受注の取組みをするほか、都営地下鉄浅草線人形町駅構内で就労継続支援B型事業所が営業している「アラジン人形町店」について、定休日における他事業所の共同利用について検討しました。	B

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
2 個性豊かに 輝ける 環境づくり	施策7 多様な活動の 機会確保や 参加の支援	障害者の 生涯学習活動の 推進	障害者の生涯学習活動や文化芸術活動を支援するため、講座やサークル活動などの場において、手話通訳者の派遣や移動支援の活用など、障害の有無に関わらず共に学べる環境づくりを推進します。 また、福祉センター主催の講習・講座において、障害特性やニーズなどを踏まえたプログラムの充実を図り、参加を促進するとともに、知的障害のある人の生涯学習の場である「中央区かえで学級」において、自立して生きていく力を身につけるための学習機会の提供を引き続き行います。	「中央区かえで学級」については、近隣区が合同で実施する四区合同レクリエーション大会や年2回の宿泊事業を含めて全18回の活動を実施しました。福祉センターで実施する8種類の講習会・講座のうち、障害者を対象とした「陶芸」「ピラティス」に計7名が受講し各種活動に取り組みました。そのほか、障害者がダンスや生花、パラスポーツであるボッチャなどのサークル活動を行う場として集会施設を定期的に利用できる環境を整備し、より多くの障害者の生涯学習に繋がる機会の提供に取り組みました。	B
		利用しやすい 図書館の整備	図書館のバリアフリー化を推進するとともに、障害などにより印刷文字による読書が困難な方や、図書館に来館することが困難な方に対して、録音図書の貸出、さまざまな情報を点字や音声データなどで提供するサピエ図書館の利用、点字による刊行物の貸出、郵送貸出などを引き続き推進します。	音訳資料の作成・貸出や肢体不自由者等への郵送貸出の実施とともに、サピエ図書館への加入により資料提供の増加を図っています。また、障害者福祉課と福祉センターに依頼し、窓口での利用案内の配布を行っています。令和7年度は健康福祉まつりに図書館が初めて参加して図書館利用の周知を行いました。音訳ボランティア養成講座の受講者を対象に中級講座を実施して9名が修了しました。	B
		障害者の スポーツ活動の 推進	スポーツ施設のバリアフリー化など誰もが利用しやすい環境づくりを推進するとともに、障害者スポーツ体験会などのイベントの機会を通じて、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。 また、障害者スポーツのスポーツ指導者の育成を図ります。	総合スポーツセンターについては、老朽化等への対応のため、大規模改修工事を令和9(2027)年度末まで実施する予定となっており、第二競技場の引き戸設置などバリアフリー環境の整備に引き続き取り組みました。 障害者スポーツ体験会については、2回実施し、参加者募集チラシをリニューアルし周知の拡充を図りました。 障害者スポーツの指導者育成については、スポーツ指導者養成セミナー(全12日間)及びスポーツ指導者養成セミナー「フォロー研修」(2回)において障害者スポーツに関する講義や実技を実施し、育成を図りました。	B

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
2 個性豊かに 輝ける 環境づくり	施策8 育ちのサポート システムの推進	子ども発達支援センター ゆりのきを 中心とした 支援体制の充実	地域の療育拠点として子ども発達支援センター ゆりのきが中心となり、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげます。また、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を継続する体制の充実を図ります。	子ども発達支援センター「ゆりのき」が地域の療育の拠点となり、育ちに支援を必要とする子どもの相談を受け、その発達状況に応じた療育につなげました。また、保健・福祉・教育の分野にそれぞれ経験や知識のある専門職をコーディネーターとして配置し、子どもに関わる関係機関と適宜、連絡調整を行い、切れ目のない支援の実施に取り組みました。	B
		発達支援に携わる職員のスキルアップ	子ども発達支援センター ゆりのきや福祉・教育機関等、実際に現場で支援に携わる職員(教員、保育士などを含む)が、発達障害に対する理解と認識を深め、個人のスキルや地域の支援力を向上させます。また、関係機関同士の円滑な連携を図れるよう、講習会などを実施します。	幼稚園・小中学校の教員および区内保育所(公立・私立)の職員を対象とした講習会を年1回実施し、職員のスキルアップを図るとともに、育ちのサポートシステムの普及・啓発を行いました。	B
		個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援	育ちに支援を必要とする子どもたちを一貫した支援で見守るため、保護者と一緒に「育ちのサポートカルテ」を作成し、関係機関同士が適切な支援方法や課題などの情報を共有します。また、就学などの節目に蓄積してきた支援情報が途切れないよう、子ども発達支援センター ゆりのきの保健・福祉・教育のコーディネーターが連絡調整を図りながら、カルテの円滑な引き継ぎを行っていきます。	保護者への丁寧な説明により「育ちのサポートカルテ」の活用方法の理解向上を図るとともに、保健・福祉・教育のコーディネーターが子どもたちの所属先職員と連絡調整を行い、「育ちのサポートカルテ」を活用することで進級・進学のタイミングにおいてこれまで蓄積された支援が途切れないよう取り組みました。また、区内の保健・福祉・教育の関係部署職員を委員としている中央区育ちのサポートシステム連絡会を年1回実施し、育ちのサポートシステムの取組内容や「育ちのサポートカルテ」を作成している保護者の意見、関係部署での活用方法について検討を行い、具体的な課題解決に向けた連携を図りました。	B
		早期発見・早期支援の充実	保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センター ゆりのきの保健コーディネーターと心理士を派遣する「ゆりのき連携発達相談」を通じて、支援の必要な子どもを直接把握し、早期支援につなげます。また、心理士などが区内の保育所やこども園等を巡回し、在園する子どもの対応や発達に関する相談に応じて、必要な助言を行います。	ゆりのき連携発達相談では、保健コーディネーターが中心となって保健所・保健センターと連絡調整を行い、支援の必要な子どもの早期把握と早期支援に取り組みました。また、心理士などが区内の保育所やこども園等を巡回し、在園する子どもの対応や発達に関する相談を受け、子どもの特性に応じた環境調整や関わり方についての助言を行いました。	B
		発達障害に対する理解の促進	家庭や地域の中での発達障害に対する理解を促進するため、リーフレットの配布やホームページへの掲載、講演会の開催などを通じて、障害特性や支援方法などの正しい知識の普及に取り組みます。また、「育ちのサポートカルテ」を普及させ円滑な運用を図るため、随時、保護者向け説明を個別に行うとともに、一般向け講演会についてテーマを柔軟に設定し、「育ちのサポートカルテ」に対する正しい理解につながるよう啓発していきます。	発達障害への理解促進のため、区内在住・在勤者を対象とした講演会『「発達障害」かもしれない子どもや家族と仲良く暮らすには』の実施や区ホームページ、ポスター等による普及啓発を行いました。また、区立幼稚園・小中学校、区内保育所の職員を対象とした発達障害に関する講習会を開催し、発達障害への理解促進に取り組みました。	B

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
3 だれもが 共に暮せる まちづくり	施策9 障害者の 権利擁護と 虐待防止	権利擁護支援 事業の推進	成年後見支援センター「すてっぷ中央」において、福祉サービスに係る情報提供、相談への対応、利用の手続、利用料支払の援助などのサービスを提供します。	高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見支援センター「すてっぷ中央」において、福祉サービス利用手続きのお手伝いや財産の保全、金銭管理などのサービスを提供しました。(相談件数:676件(うち知的障害者27件、精神障害者108件)、契約状況:63件(うち知的障害者3件、精神障害者13件))	A
		成年後見制度の 利用促進	区と成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携し、成年後見制度の普及・啓発、適時・適切な成年後見制度の利用促進を図るとともに、法人後見の実施について検討を進めます。	成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中核機関として位置づけ、区と連携し、成年後見制度の利用促進を図りました。 また、「すてっぷ通信」の発行、区および社会福祉協議会ホームページなどで、本制度の普及・啓発の充実を行いました。 令和7年度は、個別ケースの検討段階における司法・福祉専門職からの助言を受けられるよう、ケース検討会議(臨時会)を開催し、相談・支援体制の強化を図りました。 また、社会福祉協議会における法人後見の受任に向け、体制整備等の検討を行いました。 (一般相談件数:3,240件(うち知的障害者198件、精神障害者393件))	A
		地域連携ネット ワークづくりの 推進	法律・福祉の専門職団体、関係機関などが連携して本人や後見人などを支えるチームに対して必要な支援ができる体制を強化するため、地域連携ネットワークを構築します。	権利擁護支援推進協議会を開催し、司法・福祉専門職団体、関係機関等が連携して地域課題について継続的に協議を行い、関係機関等の連携の強化および自発的に協力する体制づくりを推進しました。(開催回数:3回) また、地域の中で、高齢者や障害者など支援を必要とする人を早期に発見して適切な支援につなげる地域連携ネットワークの構築に向けて、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催し、地域関係者の顔の見える関係づくりにつなげました。(開催回数:2回)	B
		区長申立ての 実施	判断能力に不安を抱える障害者等の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がいない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判請求を行う区長申立てを実施します。	判断能力が不十分な知的障害者等で、配偶者及び2親等以内の親族がいない場合等に、本人の福祉サービス利用を支援し、権利や財産を擁護するため、区長申し立てを行い、その後も費用負担が困難な場合には成年後見人に対する報酬助成を実施しています。	A
		障害者 虐待防止の 推進	地域の中での共生社会の実現に向けて、区の事務事業において障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に取り組みます。 また、区民や事業者の理解を促進するため、リーフレットの配布や講演会の開催など、さまざまな機会を通じて普及・啓発を推進します。	24時間365日対応可能な虐待通報・相談窓口専用電話を設置し、常に通報や相談に対応できる体制の運用に努めました。 また、虐待防止の重要性について、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」やホームページ等により、区民等に周知を図るとともに、区内障害福祉サービス事業所に対し、パンフレットを配布することにより、積極的な意識啓発に取り組みしました。	A

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
3 だれもが 共に暮せる まちづくり	施策10 心のバリア フリーの推進	障害者差別 解消の推進	地域の中での共生社会の実現に向けて、区の事務事業において障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に取り組みます。 また、区民や事業者の理解を促進するため、リーフレットの配布や講演会の開催など、さまざまな機会を通じて普及・啓発を推進します。	「職員対応要領」や職員向け研修を通じて、区の事務事業における障害者差別解消に取り組むとともに、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」、啓発用リーフレットの配布などを通じて、区民や事業者等に対し、普及啓発を図りました。本区職員に向けた「障害のある方とのコミュニケーションを学ぶ研修」を4回実施し、障害への理解を深めました。	B
		障害と障害者の 理解のための 意識啓発	「障害者サポートマニュアル」の配布や「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及・啓発、さらには、福祉センターでの作業訓練の一環として作成したモザイク平板を区施設へ設置することなどを通じて、障害と障害者に対する区民の理解を促進します。	「障害者サポートマニュアル」を区立小中学校の児童・生徒に配布するとともに、「ヘルプマーク・ヘルプカード」の周知チラシを障害者福祉課や福祉センター等窓口および健康福祉まつりで配布し、普及啓発を図るとともに、モザイク平板については、晴海地域交流センターへの設置しました。 また東京2025デフリンピックの開催を契機とし、障害当事者との交流を通じた児童の障害理解の促進及び手話認知度向上に資する新たな取組を実施しました。令和8年度以降、さらなる児童の障害理解の促進及び手話認知度向上を図るため、手話交流会を充実させていくなど児童の障害理解に対する取組を充実させていきます。	A
		「健康福祉 まつり」等 による地域 交流の促進	多くの区民が集う「健康福祉まつり」をはじめ、福祉センターやレインボーハウス明石が町会などと協働して開催する施設行事、また、地域の行事や花壇ボランティア活動などへ障害者が参加することを通じて、地域の人々との触れ合いと交流を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。	レインボーハウス明石の「なないろ祭」において、従来の自主製品の販売や模擬店の出店などを行い、地域住民との交流を深めることができました。 地域共生社会を目指した地域のイベントとして定着している「健康福祉まつり」では地域の69団体が健康や福祉をテーマとする様々な内容の出展を行いました。 令和7(2025)年11月に開催された東京2025デフリンピックの普及啓発のため、関連映画を上映したほか、障害者がロボットを遠隔操作し来場者とコミュニケーションをとるなど新たな取組を通じ障害者理解の促進を図りました。また屋外ステージでは、通所者達がゆるキャラ達と半纏を着て鳴子をたたきながら「よさこい踊り」を披露し、地域交流の場を盛り上げました。	B
		障害者福祉 団体との連携	地域の障害者理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者福祉団体の活動を支援するとともに、障害者福祉施策の充実に向けて、連携・協力を推進します。	障害者福祉団体の社会参加を促進するための活動支援として、6団体へ運営費の一部を補助するとともに、バス借上費を助成しました。(バス借り上げ実績：9件) また、障害者福祉施策の充実に向けて、「障害者福祉団体代表者懇談会」を実施し、活発な意見交換を行いました。	B
		意思疎通支援の 充実	令和5(2023)年4月1日に施行した「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」に基づき、障害特性に応じた意思疎通手段を選択できるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣に加えて、タブレット端末等ICT機器を活用し、意思疎通支援の充実を図ります。 また、区民等に対し、啓発用リーフレットの配布や普及動画の制作などにより、手話が言語であることの理解の促進に取り組みます。	令和6年4月1日より窓口等に手話や筆談等によるコミュニケーションを必要とする区民等が来庁した際に円滑なコミュニケーションを図るため、タブレット端末を活用した遠隔手話サービス及び音声筆談サービスに加えて、主に中等度難聴の方を対象とした軟骨伝導イヤホンを窓口に導入しました。令和7年度には耳の聞こえにくい方と目線を合わせながら、よりスムーズな意思疎通をするため、音声認識されたテキストが透明ディスプレイ上に表示される透明ディスプレイを導入しました。 また健康福祉まつりにおいて、条例の周知や「障害のある方とのコミュニケーションガイド」配布しました。	A

【評価凡例】 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない・順調ではない

施策の方向性	施策	取組名	障害者計画書記載の取組内容	令和7年度評価	
				取組状況	評価
3 だれもが 共に暮せる まちづくり	施策11 安全・安心な まちづくりの 推進	災害時の 支援体制の 充実	災害時に自力で避難したり、生活することが困難な方を「災害時地域たすけあい名簿」に登録し、災害に備えて民生・児童委員や防災区民組織といった地域の避難支援等関係者に本人の同意がある方の名簿情報をあらかじめ提供します。引き続き、この名簿情報を活用した災害時の支援体制づくりに向けて取り組みます。 また、「災害時地域たすけあい名簿」に登録されている方が発災時に的確な避難行動を取れるよう、一人一人の状況に合わせた「個別避難計画」の作成を推進します。 さらに、一般避難所において生活が困難な方のために福祉避難所の整備を引き続き行います。	「災害時地域たすけあい名簿」を活用した安否確認訓練を防災拠点で実施しました。(実施拠点:7か所、うち新規実施3か所) また、令和6年度に続き、災害時地域たすけあい名簿のPRと地域での活用促進を目的に、民生・児童委員、町会・自治会、マンション管理組合等を対象にワークショップを開催しました。 さらに、個別避難計画について、新たに名簿情報の外部提供に同意した方全員を対象に作成案内を送付し、計画の作成を進めました。(令和7年度末時点の作成済者数:1,522人) 加えて、中央区晴海地域交流センター「はるみらい」を新たに福祉避難所に指定するとともに、防災拠点から福祉避難所へ避難者を移送する流れ及びスクリーニングの基準について関係部署と検討を進め、福祉避難所の開設運営訓練メニューに取り入れました。	B
		情報バリア フリーの強化	点字広報や声の広報など障害特性に応じた情報提供に取り組むとともに、特に支援を必要とする人に対し、手話や筆談などの伝達方法に配慮した対応を行います。 また、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどり着け、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化します。	令和6年度に引き続き、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」をもとに、障害のある方に向けた「声の広報・点字広報」を編集・作成し、希望者に送付しています(声の広報6人、点字広報2人)。 また、希望する方全てに広報紙を無料配送するとともに、多言語翻訳、読み上げ・拡大表示機能を持つ電子書籍による配信を行っています。 また、障害者や高齢者等が安心して外出できるよう、区内のバリアフリーに関する情報を集約するバリアフリーマップについて、マップ作成の中心的な役割を担うボランティア人材を育成するため、対面での講習会を開催しました(回数:2回、参加人数:7名、対象者:区内在住・在勤・在学者)。また、既存地図の更新(小伝馬町・人形町・新川)を行いました。	B
		人にやさしい 空間づくり	障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設などの建築物・公共交通機関・道路・公園・公衆便所などのバリアフリー化を進めます。	地域福祉推進区市町村包括補助金を活用し、歩道の拡幅・平坦化工事を行いました。	B